

川崎市立学校防災対策委員会要綱

(設置)

第1条 地震、暴風、豪雨等により生ずる被害に対し、災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び災害の復旧を図る観点から、川崎市立学校（以下「学校」という。）の防災体制及び対策の充実を図り、もって発災時における迅速かつ適切な防災活動が行えるよう川崎市立学校防災対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の役割)

第2条 委員会は、次の事項について調査検討し、学校に対して有用な情報を提供し、具体的な対策及び実施について指導し、災害時において臨機に対応できる体制の確立を図るものとする。

- (1) 幼児、児童及び生徒の避難体制に関すること。
- (2) 火災その他第二次災害を防ぐための対策に関すること。
- (3) 関係機関との連絡及び協力体制に関すること。
- (4) その他防災に必要なこと。

2 前項各号に掲げる事項をより効果的に行うため、委員会は、学校防災の研究組織等と連携し防災に関する情報の収集に努めるものとする。

(構成)

第3条 委員会の委員、委員長及び副委員長は別表のとおりとする。

2 委員長は、委員会の事務を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が招集し、議長となる。

(部会)

第5条 委員会は、専門的事項の調査検討を行うため、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会は、部会長及び部会委員をもって組織する。

3 部会長及び部会委員は、委員会に諮った上で、委員長が指名する。

(関係者の出席等)

第6条 委員会及び部会は、必要があると認めるときは、危機管理について学識経験を有する者又は防災関係機関等の職員の出席を求

め、その意見又は説明を聴くことができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、総務部庶務課に置く。

(その他)

第8条 その他委員会の活動に必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成4年6月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成15年6月19日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成16年6月25日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成17年5月30日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

委員会

委員長	教育長
副委員長	教育次長並びに川崎市立学校の教職員のうち、川崎市立の小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の各校長会を代表する者
委員	川崎市立学校の教職員のうち、川崎市立の小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の各校長会が推薦する者（各4名以内）
委員	総務部長及び庶務課長